

「お仕事してるママもパパも大好き」

育児・介護休業法の改正により、令和5年4月から、常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主の「育児休業の取得状況の公表」が義務化されます。

また、パワーハラ防止法が改正され、令和4年4月から、すべての事業主に「職場におけるパワーハラスメントの防止措置を講じること」が義務化されました。女性活躍推進法も改正され、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務対象が拡大されています。（常時雇用する労働者が100人以下の事業所は努力義務）

誰もが働きやすい職場環境か、必要な対策ができているか、改めて振り返る機会にしてみませんか。

日時 令和5年2月20日(月) 午後2時～午後4時

会場 長野市生涯学習センター 4階大学習室2・3

対象 経営者、事業主、事業承継者、企業の人事・総務担当者

定員 30名



サイマるとそのファミリー



ながの子育て応援キャラクター

サイマール

申込方法

裏面の参加申込書に記入の上、長野市子育て支援事業所連絡協議会事務局（長野市こども政策課）宛てに、FAXまたはE-mailにて送付

送付先

FAX 026-224-7648

E-mail ko-seisaku@city.nagano.lg.jp

参加無料

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、中止またはオンライン開催へ変更する場合があります

◆主催 長野市子育て支援事業所連絡協議会

構成団体：(一社)長野県経営者協会長野支部、長野県中小企業団体中央会、長野商工会議所、長野市商工会、長野商工会議所女性会、(公社)長野青年会議所、(公社)南長野青年会議所
長野市

プログラム

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、プログラム内容を変更する場合があります

○女性活躍推進法の改正について 講師:社会保険労務士(20分程度)

- ・女性が働きやすい職場環境の整備に向けて(女性活躍推進法の改正のポイントなど)
- ・その他

○ハラスメント対策について 講師:社会保険労務士(20分程度)

- ・パワーハラスメント防止措置の義務化など(パワハラ防止法の改正のポイント)
- ・その他

○取組事例の発表 講師:八十二銀行ダイバーシティ推進室長(20分程度)

- ・組織としての取組など
- ・担当者としてぶつかった壁など
- ・その他

○長野市の令和5年度事業案内 説明:市・こども政策課職員(10分程度)

- ・長野市が実施している子育て支援事業の紹介
- ・長野市が開催を予定しているセミナー、補助金などの案内

○社会保険労務士を交えたグループディスカッション (40分程度)

- ・複数のトークテーマを、少人数でディスカッション

申込締切 2月6日(月)

長野市子育て支援事業所連絡協議会事務局行

FAX 026-224-7648

E-mail ko-seisaku@city.nagano.lg.jp

ワーク・ライフ・バランスセミナー「お仕事してるママもパパも大好き」
参加申込書 長野商工会議所

事業所名	(所属部署名)
対象の別(該当項目に○)	企業の人事・総務担当者 ・ 事業主(または事業承継者)
出席者名	
連絡が取れる電話番号	
ファックス番号	
ワークライフバランス等のご質問や困りごとがありましたらご記入ください	



※飛沫拡散防止のため、不織布マスクを正しく着用しご参加いただきますようご協力をお願いします。